

○ 港湾法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照表
 港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（法第二条の二第一項の国土交通省令で定める事情） 第一条の四 法第二条の二第一項の国土交通省令で定める事情は、次に掲げるものとする。 一 一 四 （略） 五 当該国際コンテナ埠頭の近傍において、輸送、保管、荷さばき、流通加工（物資の流通の過程における簡易な加工をいう。以下第十七条の四第一号二において同じ。）その他の物資の流通に係る業務を行うための施設の用に供する土地の確保が容易であること。 （入港料についての同意を要する協議） 第十二条の二 法第四十四条の二第二項前段の規定により入港料について国土交通大臣に協議し、その同意を得ようとする港湾管理者は、次に掲げる事項を記載した入港料協議書を国土交通大臣に提出するものとする。 一 （略） 二 料率の上限及びその算出の基礎 三 （略） 2 法第四十四条の二第二項後段の規定により入港料の料率の上限の変更について国土交通大臣に協議し、その同意を得ようとする港湾管理者は	（法第二条の二第一項の国土交通省令で定める事情） 第一条の四 法第二条の二第一項の国土交通省令で定める事情は、次に掲げるものとする。 一 一 四 （略） 五 当該国際コンテナ埠頭の近傍において、輸送、保管、荷さばき、流通加工（物資の流通の過程における簡易な加工をいう。）その他の物資の流通に係る業務を行うための施設の用に供する土地の確保が容易であること。 （入港料についての同意を要する協議） 第十二条の二 法第四十四条の二第二項前段の規定により入港料について国土交通大臣に協議し、その同意を得ようとする港湾管理者は、次に掲げる事項を記載した入港料協議書を国土交通大臣に提出するものとする。 一 （略） 二 料率及びその算出の基礎 三 （略） 2 法第四十四条の二第二項後段の規定により入港料の料率の変更について国土交通大臣に協議し、その同意を得ようとする港湾管理者は、次に

、次に掲げる事項を記載した料率上限変更協議書を国土交通大臣に提出するものとする。

一 (略)

二 現行の料率の上限

三 変更しようとする料率の上限及びその算出の基礎

四 (略)

3 前二項の規定による同意を得ようとする港湾管理者は、入港料の料率を第一項第二号又は前項第三号の料率の上限と同じものとしようとする場合にあっては、前二項の協議書にその旨を記載した書類を添付することが出来る。この場合において、国土交通大臣が、法第四十四条の二第二項の同意をしたときは、当該料率について同条第三項の規定による届出がなされたものとみなす。

(入港料の料率の届出)

第十二条の三 法第四十四条の二第三項の規定により入港料の料率の設定又は変更の届出をしようとする港湾管理者は、次に掲げる事項を記載した料率設定(変更)届出書を国土交通大臣に提出するものとする。

一 当該港湾管理者の名称

二 設定し、又は変更しようとする料率

三 実施予定日

(法第五十四条の三第一項の国土交通省令で定める要件)

第一七条の四 法第五十四条の三第一項の国土交通省令で定める要件は、次に掲げるものとする。

掲げる事項を記載した料率変更協議書を国土交通大臣に提出するものとする。

一 (略)

二 現行料率

三 変更しようとする料率及びその算出の基礎

四 (略)

3 前二項の協議書には、当該協議が同意された場合における入港料に係る収支見積書を添附しなければならない。

(新設)

(法第五十四条の三第一項の国土交通省令で定める要件)

第一七条の四 法第五十四条の三第一項の国土交通省令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 特定埠頭の運営の事業が次のいずれかに該当するものであること。

イゝハ (略)

ニ 主としてバルク貨物(石炭、鉱石その他大量ばら積を通例とする物資をいう。以下同じ。)を取り扱う特定埠頭を高性能な荷さばき施設を整備し一体的に運営する事業であつて、法第三条の二に規定する基本方針に基づき、輸送、保管、荷さばき、流通加工その他の物資の流通に係る業務を行うための土地の確保、道路法第三条第一号に規定する高速自動車国道又は同法第五条第一項第一号に規定する一般国道との連絡の確保に関する状況等を勘案して港湾管理者が指定する臨港地区又は臨港地区の予定地区内の区域にあるバルク貨物を取り扱う岸壁その他の係留施設(水深が十四メートル以上のものに限る。)及びこれらに附帯する荷さばき地又は野積場の一体的な運営を含むもの

二ゝ四 (略)

五 特定の利用者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

(港湾施設を使用して行う広域災害応急対策)

第十八条の二 法第五十五条の三の二第一項の国土交通省令で定める災害応急対策は、非常災害が発生した場合において、災害対策基本法第二条第三号に規定する指定行政機関の長が実施する災害応急対策のうち、緊急輸送の確保、施設及び設備の応急復旧その他災害の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策とする。

(港湾広域防災施設)

一ゝ四 (略)

(新設)

第十八条の三 法第五十五条の三の二第一項の国土交通省令で定める港湾施設は、港湾環境整備施設（第十五条の十第二項第二号括弧書に規定するものに限る。）及び非常災害が発生した場合において当該施設と一体的に使用する港湾施設（同項第一号及び第四号に掲げるものを除く。）とする。

（新設）

（法第五十五条の三の二第五項の国土交通省令で定める事項）

第十八条の四 法第五十五条の三の二第五項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

（新設）

- 一 国土交通大臣が管理する港湾広域防災施設（以下この条において「大臣管理施設」という。）が設置されている港湾の名称
- 二 大臣管理施設が設置されている港湾の港湾管理者の名称
- 三 大臣管理施設の種類、名称及び所在地

附 則

- 1 この省令は、港湾法の一部を改正する法律（平成二十年法律第 号。次項において「改正法」という。）の施行の日から施行する。
- 2 この省令の施行の際現にされている改正法による改正前の港湾法（次項において「旧法」という。）第四十四条の二第二項の協議の申出であつて、当該申出に係る料率が同項の同意を得ている料率を超えるものは、改正法による改正後の港湾法（次項において「新法」という。）第四十四条の二第二項の規定によりされた協議の申出とみなす。
- 3 この省令の施行の際現にされている旧法第四十四条の二第二項の協議の申出であつて、当該申出に係る料率が同項の同意を得ている料率を超えないものは、新法第四十四条の二第三項の規定によりした届出とみなす。

す。